

酒田市国土強靱化地域計画

令和2年3月策定

(令和4年5月改訂)

酒田市

【目 次】

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

II 酒田市における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 酒田市における国土強靱化の理念 2
- 2 基本目標 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） 3

III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 5
- 3 脆弱性評価の実施手順 7
- 4 脆弱性評価の結果 7

IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針 8
- 2 策定の結果 8
- 3 施策分野ごとの施策一覧 8
- 4 事業内容一覧 9
- 5 国土強靱化関係の補助金・交付金事業一覧 9

V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 9
- 2 計画の見直し 9

【別表 1】脆弱性評価結果

【別表 2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

【別表 3】参考指標一覧

【別表 4】施策分野ごとの施策一覧

【別表 5】事業内容一覧

【別表 6】国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本市においても、今後想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「酒田市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 酒田市における国土強靱化の基本的な考え方

1 酒田市における国土強靱化の理念

酒田市における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本市の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本市の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切

に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、市民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本市の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震・津波	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	海洋型	M7.7～7.8程度、津波最高水位13.3m、建物被害、人的被害が多数発生
台風・梅雨前線等豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨や高潮等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの決壊による人的・物的被害等
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
火山噴火		常時観測火山（鳥海山）の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などに伴う人的・物的被害等
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震・津波により被災した直後に豪雨災害が発生する等

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」		
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1) 地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊,火災に伴う死傷者の発生
		1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4) 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7) 劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止
		5-5) 食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
		6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による二次災害の発生
		7-2) 有害物質の大規模拡散・流出
		7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4)	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価の実施手順

設定した36の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策(国、県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む)の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

脆弱性評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

参考指標は、別表3のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策とその目標指標を検討・整理し、施策推進方針を策定した。

策定にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、目標の数値データを収集し、参考指標として活用した。

2 策定の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、別表2のとおりである。参考指標は、別表3のとおりである。

3 施策分野ごとの施策一覧

1・2とは別の観点から、各施策を以下の11の施策分野に分類して取りまとめ、施策ごとに、①ハード・ソフトの別、②重点化施策か否か、③緊急性、④実現性、⑤実施状況、⑥重要度を設定した。

施策分野ごとの施策一覧は、別表4のとおりである。

施策分野
(1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、(5)県土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

緊急性	実現性	実施状況	重要度
1：すぐに着手すべき	1：短期（1～2年程度）	1：十分実施できている	1：重要である
2：3年以内に着手すべき	で実現可能	2：概ね実施できている	2：やや重要である
3：急がない	2：中期（3～5年程度）	3：実施できている	3：どちらとも言えない
4：必要性が低い	での取り組みが必要	4：十分実施できていない	4：あまり重要でない
5：既に実施している	3：長期（5年以上）での取り組みが必要	5：実施できていない	5：重要ではない
	4：期間設定は困難		
	5：既に実施している		

4 事業内容一覧

各施策を実現するための具体的な事業内容について、上記の施策分野ごとに取りまとめた。また、当該事業が国土強靱化関係の交付金・補助金事業に該当する場合は、その旨も付記している。

事業内容一覧は、別表5のとおりである。

5 国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧

国土強靱化関係の交付金・補助金事業の一覧については、別表6のとおりである。

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うこととする。